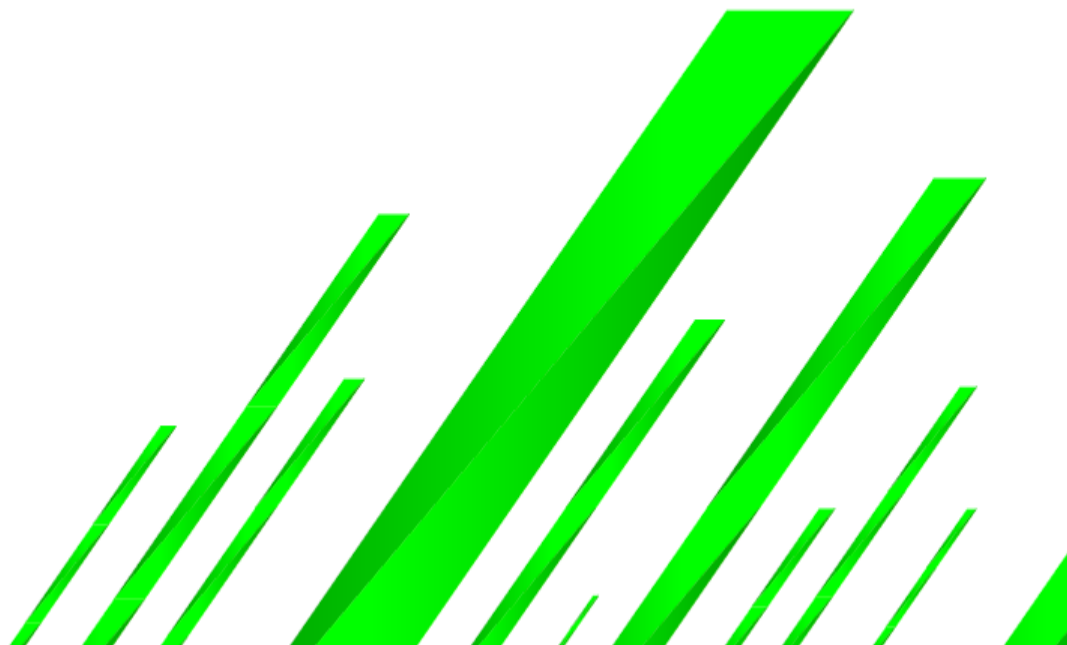


2024年度排出量実績報告の手引き

GXリーグ事務局



- ・はじめに

- ・ 排出量実績報告の手引き
- ・ よくある質問
- ・ 【参考】基準年度排出量加算・控除申請の記載方法

はじめに

- GXリーグ参画企業は、排出量算定期間終了の日から7か月以内に排出量実績報告を行う必要があります
 - 各種報告は、各社にて[GXリーグ統合情報管理システム（IIMS）](#)にログインし、実施いただきます。
- 算定期間が1月から12月の企業は7月31日、4月から翌3月の企業は10月31日が報告期限となります。
- 本手引きでは、[排出量実績報告のステップ](#)について概説するとともに、実績報告にあたって参画企業の皆様からよくお問合せをいただく質問を記載しています。
- 排出量の詳細な算定方法・ルールなどについては、[GXリーグ算定・モニタリング・報告ガイドライン](#)を参照ください。

	FY 2023			FY 2024												FY 2025											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
算定期間 1-12月																											
	算定期間												実績報告期限 (2025/7/31)														
算定期間 4-翌3月																											
	算定期間												実績報告期限 (2025/10/31)														

【参考】システム・ガイドラインなどのリンク集

【報告システム関係】

- [GXリーグ統合情報管理システム（GXL-IIMS）](#)
- [システム操作マニュアル](#)

【算定・報告・モニタリング関係】

- [GXリーグ算定・モニタリング・報告ガイドライン](#)
- [排出量実績報告書（様式5）記載マニュアル](#)
- 排出量算定に係る申請
 - [事前申請フォーム（Webフォーム）](#)
 - [排出量算定に係る申請書（様式14）](#)（メール提出）

【事務局問合せ先】

- GXリーグ事務局 gx-league_2021_qa@nri.co.jp

- はじめに

• 排出量実績報告の手引き

• 全体像

- Step1: 事務局承認事項に関する申請(該当する場合)
 - Step2: 組織境界の確認・設定(必須)
 - Step3: 排出量実績報告(必須)
- よくある質問
 - 【参考】基準年度排出量加算・控除申請の記載方法

排出量実績報告の手引き | 全体像

- 以下の3ステップで必要手続を確認のうえ、実績報告を進めていただきますようお願いします。
- 各手続の詳細は、次頁以降で解説します。

Step① 事務局承認事項に関する申請 (該当する場合)

- GXリーグ算定・報告・モニタリングガイドライン上、「事務局からの承認取得が必要な項目」については、③の排出量実績報告に先立ち、事務局への申請が必要となります。
- 例えば、「デフォルトの単位発熱量・排出係数以外を使用する場合」「計量器の精度を確保できない場合 (Tierを満たせない場合)」などは、申請が必要となります。

Step② 組織境界の確認・設定

- 組織境界内の法人に、基準年度から変化がある場合※1、「組織境界の設定」で修正が必要となります。
- さらに、当該修正により基準年度排出量が増減する場合には、「基準年度排出量/削減目標の変更」手続が必要となります。
- なお、組織境界の変更がない場合も、「組織境界の設定」報告は必須です。

※1: 法人の新規設立/解散や合併・買収等があった場合に限られます。その他の事由での追加/削除はできません。

Step③ 排出量実績報告

- システムから排出量実績報告が必要となります。
- 報告年度に係る精算期間中※2に適格カーボンクレジット/非化石証書等の無効化を行った場合、「無効化報告」から報告をいただきます。

※2: 排出量実績報告の翌日から、「算定期間終了の日から9か月後の日」まで

概要

必要手続

- 排出量算定に係る申請 (様式14)
- 温室効果ガスの回収量の算定方法に関する申請

- **組織境界の設定**
- 基準年度排出量/削減目標の変更
 - 構造的変化の申請
 - 基準年度排出量加算・控除申請
 - 削減目標変更申請

3
手
続
が
存
在
↓

- **排出量実績報告**
- 無効化報告

【必要手続の凡例】

太字：対応が**必須の手続** (太字以外は該当する場合必要)

緑字：システム**内**で手続きが必要となるもの

黒字：システム**外**で手続きが必要となるもの (エクセル様式をメール提出など)

- はじめに

- **排出量実績報告の手引き**

- 全体像

- **Step1: 事務局承認事項に関する申請(該当する場合)**

- Step2: 組織境界の確認・設定(必須)

- Step3: 排出量実績報告(必須)

- よくある質問

- **【参考】基準年度排出量加算・控除申請の記載方法**

事務局承認事項に関する申請 | 申請が必要となるケース

- 以下①-⑥のいずれかのケースに該当する場合、「排出量算定に係る申請」（様式14）または「温室効果ガスの回収量の算定方法に関する申請」（システム入力）の事前申請が必要となります。
- 申請に対して承認が得られた場合、同内容については、フェーズ1期間中（2023-2025年度中）は再申請は不要です。 ※異なる事項が生じた場合は、新たに別途の申請が必要となります。

申請事項		申請事項の内容	ガイドライン 掲載箇所
①	活動量×排出係数等を用いた方法以外の排出量算定 (様式14の提出)	計測した活動量に対して排出係数等を乗ずる方法で算定していない場合、(様式14)を用いてGXリーグ事務局に申請を行い、承認を受ける必要があります。 以下のようなケースが該当します。 ・温室効果ガスの実測：「温室効果ガス濃度×排ガス流量の連続測定又はサンプリング測定」によって、温室効果ガスを測定するケース ・モデル計算：化学式等に基づき原料等の投入量から温室効果ガス発生量を求めるケース	算定・モニタリング・報告ガイドライン P35, P56
②	モニタリング方法の精度確保（要求Tier満たせない場合） (様式14の提出)	パターンBにより活動量を計量しており、特定計量器を使用しているものの、自己Tierがガイドラインの定める要求Tierを満たせない場合、(様式14)を用いてGXリーグ事務局に申請を行い、承認を受ける必要があります。	P35, P40
③	ガイドラインに定める計量器以外を用いる場合 (様式14の提出)	パターンBにより活動量を計量しているものの、特定計量器を使用していない場合、(様式14)を用いてGXリーグ事務局に申請を行い、承認を受ける必要があります。 ※本申請を行う場合、②の申請は不要です。	P35, P47
④	モニタリングパターンA/B以外 (様式14の提出)	計測した活動量に対して排出係数等を乗ずることで算定をしているものの、活動量の計測についてパターンAかつパターンBに該当しない場合、パターンA/B以外とみなされるため(様式14)を用いてGXリーグ事務局に申請を行い、承認を受ける必要があります。 以下のようなケースが該当します。 ・家畜の飼養に伴うメタンの排出について、活動量に相当する家畜の種類ごとの飼養頭数(頭)を社内の管理データを基に把握 ・下水、し尿等の処理に伴うメタン及び一酸化二窒素の排出について、活動量に相当する処理対象人員を社内の帳票を基に把握	P35, P11
⑤	SHK制度で定めるデフォルト値以外の単位発熱量・排出係数を使用 (様式14の提出)	モニタリングポイントごとに使用される単位発熱量・排出係数について、SHKマニュアルに定めたデフォルト値を使用せず、実測等により求める場合は、(様式14)を用いてGXリーグ事務局に申請を行い、承認を受ける必要があります。	P35, P47
⑥	温室効果ガスの回収量の算定方法 (システムから申請)	SHK 制度において実測による回収を反映している GX リーグ参画企業は、排出量の回収の算定方法に関する申請（GXL-IIMSの「適時報告」より申請）により、回収の仕組みの概要、実測の算定方法等を GX リーグ事務局へ説明する必要があります。GXリーグ事務局が当該算定方法で正確性が担保されると判断した場合、GXリーグ参画企業は当該算定方法を用い、温室効果ガス回収量の報告が可能です。	P66

事務局承認事項に関する申請 | 排出量算定に係る申請（様式14） | 申請手続

- 事務局承認事項に関する申請は、以下プロセスで実施ください。
- 申請から承認には一定のお時間を要しますので、要申請事項を確認の上、余裕をもって対応いただきますようお願いいたします。

プロセス

手続概要

備考

Webフォーム
の入力・送信
(参画企業)

- [Webフォーム](#)より、申請事項や企業基本情報などを
入力・送信ください。

- 様式14承認書は、原則として第三者検証の受審までに
提出し、事務局の承認を得る必要があります。
- 実績報告の〆切前は申請が混み合うほか、事務局の
確認には時間を要しますので、余裕をもって早めにご提
出ください。

様式の作成・
提出
(参画企業)

- Webフォームからの送信後、様式14を、メール添付又
は各社のセキュリティ基準に基づくファイル送信方法に
て、事務局宛て提出をお願いします。
【提出先】gx-league_2021_qa@nri.co.jp
【件 名】様式14提出_企業名

- [様式14はこちら](#)からダウンロードください。
- ダウンロードができない場合は、事務局までお問合せく
ださい。
- 様式の記載方法は次頁をご参照ください。

申請内容の
確認
(事務局・
参画企業)

- 提出された様式を、事務局にて確認いたします。

- メール又はリモートのお打合せにて、申請内容の詳細を
確認させていただく場合がございます。ご協力のほどよろ
しくお願いいたします。

承認通知の
送付
(事務局)

- 申請内容を確認後、不備等がない場合、事務局よ
り承認通知をPDF形式でお送りいたします。

- 第三者検証を受審する場合、本承認通知書を第三
者検証機関へ提示ください。

事務局承認事項に関する申請 | 排出量算定に係る申請 | 様式の記載方法

- 様式14の記載方法については、以下の「[様式記載マニュアル](#)」をご確認ください。

排出量算定に係る申請（様式14）

様式記載マニュアル

様式14:排出量算定に係る申請書

GXリーグ事務局
2024年4月:初版発行
2024年9月:改訂

温室効果ガスの回収量の算定方法に関する申請

- GXL-IIMSの「適時報告」より申請をお願いします。
- 入力の手引きは用意しておりません。
- 記載内容や添付資料等についてご不明点がある場合は、GXリーグ事務局までお問合せください。

[GXリーグWebサイト](#) > [Rules](#) > [3.GXリーグ算定・モニタリング・報告ガイドライン](#) > [様式記載マニュアル（様式14）](#)

- はじめに

- **排出量実績報告の手引き**

- 全体像
- Step1: 事務局承認事項に関する申請(該当する場合)

- **Step2: 組織境界の確認・設定(必須)**

- Step3: 排出量実績報告(必須)

- よくある質問
- **【参考】基準年度排出量加算・控除申請の記載方法**

組織境界の確認・設定 | 概要・必要手続判定フロー（1/2）

- 基準年度または前年度の排出量報告時点から、組織境界内の法人に変化が生じた場合、その事由に応じ、「A.構造的変化の申請」または「B. 組織境界の設定」を行うことで、変化の内容を入力する必要があります。
- 組織境界内の法人に特段の変化がない場合、「組織境界の設定」報告では特段の修正を行わず、そのまま報告をしていただきます。 ※ 組織境界内の法人の変化の有無によらず、「組織境界の設定」報告は必須となります。

①基準年度または前年度の排出量報告時点から、組織境界内の法人に変化※が生じたか？

※変化とは、法人の追加/削除、または取込比率の変更を指す。

※法人の新設・合併・分割・買収・譲渡・持株比率変更等の事由による“変化”の場合に限り、組織境界内の法人を修正可能。
基準年度時点での「入れ忘れ」や「排出量が少ないため除きたい」などは認められない（下記“NO”に進む）

↓ YES

② 法人の増減は、合併・会社分割・株式譲渡・事業譲渡などにより生じたものか？ (法人の単純な新設/廃止ではないか？)

↓ YES

③ 上記①は組織境界を跨ぐ変化か？

(「組織境界内の法人同士の合併」や、「組織境界内の法人を分割し、双方を組織境界に留めるもの」ではないか？)

↓ YES

④ 当該法人は、基準年度時点で排出量を計上・報告していたか？

(基準年度排出量がゼロではなかったか？
基準年度時点で法人が存在し、排出量を算定していたか？)

↓ YES

NO

NO

A. 構造的変化の申請等を実施
(次頁へ続く)

B. 組織境界の設定で、法人の
追加・削除等を入力

C.「組織境界の設定」で、修正を
行わずに「登録・報告」を行う

組織境界の確認・設定 | 概要・必要手続判定フロー（2/2）

必要申請

削減目標申請の対応フロー

構造的変化の申請

（システム利用マニュアル「2.11.1.構造的変化の申請」参照）

承認

基準年度排出量加算・控除申請 ※様式6の添付が必須

（システム利用マニュアル「2.11.2.基準年度排出量への加算控除の申請」を参照。様式6の記載方法はP.31以降参照）

承認

削減目標変更申請 ※必須でない場合あり。

（システム利用マニュアル「2.11.3.排出削減目標の変更申請」参照）

2023-2025年度総計目標

当初基準年度排出量と、「基準年度排出量加算・控除申請」を踏まえた再計算後基準年度排出量の増減率は、±50%未満か？

YES

NO

2023-2025年度総計目標排出量は自動的に計算・変更※される

※「基準年度排出量の増減率」と「構造的変化の発生日を踏まえた日数按分」により自動計算

削減目標申請は不要

※自動計算・反映済み

2023-2025年度総計目標排出量は任意の数値に変更※が可能

※「任意に再設定した総量排出目標値」を、当初総量目標と構造的変化の発生日を踏まえた日数按分を行ったものが、修正後排出量目標となる。

削減目標申請は任意

単年度目標

2023年度・2024年度目標排出量を設定しているか？

※2023, 2024年度排出量の設定は任意

YES

NO

2023・2024・2025年度各々の目標排出量の合計
= 2023-2025年度総計目標排出量
となるよう、2023・2024・2025年度目標排出量を再設定
（上記条件内で任意の数値）

削減目標申請は必須

2025年度目標排出量
< 2023-2025年度総計目標排出量
となるよう、2025年度目標排出量のみ再設定が可能
（任意の数値）

削減目標申請は任意

【参考】基準年度から組織境界内の事業所・排出源に変化が生じた場合の対応フロー

- 基準年度または前年度の排出量報告時点から、組織境界内の事業所に变化が生じた場合も（≠法人単位での変化）、その事由に応じ、「構造的変化の申請」などを行う必要がある場合があります。

主な
事象

事業所（階層3）の変化

- 事業譲渡等に伴い、事業所が組織境界外他社に移転
- 事業譲受等に伴い、事業所が自社に移転

排出源（階層4）の変化

- 事業譲渡等に伴い排出源が他社に移転
- 事業譲受等に伴い排出源が自社に移転

判定
フロー

① 事業所の増減は、株式譲渡・事業譲渡などにより、
自社⇔他社間で生じたものか？
(事業所の単純な新設/廃止ではないか？)

YES

② 上記①は組織境界を跨ぐ変化か？
(組織境界内の法人同士での事業所の売買等ではないか？)

YES

③ 当該事業所は、基準年度時点で排出量を
計上・報告していたか？
(基準年度排出量がゼロではなかったか？
基準年度時点で法人が存在し、排出量を算定していたか？)

YES

NO

NO

NO

※階層4単位の変化は
一律で申請不要

手続

構造的変化に係る3つの申請
(P.14のとおり)

特段の申請不要

★注意点① 法人の追加・削除に伴う「構造的変化の申請」と「組織境界の設定」の順番・関係

- 前頁までのとおり、組織境界への法人の追加・削除に伴い、基準年度排出量・排出量目標が変化する場合には、「構造的変化の申請」、「基準年度排出量加算・控除申請」、「排出目標変更申請」の3つの申請※をシステムから行っただけ必要となります（以下、まとめて「構造的変化に係る3つの申請」）。
※「排出量目標変更申請」は任意又は不要の場合あり（P.14のとおり）
- 「構造的変化に係る3つの申請」は、原則として、当該変化が生じてから1か月以内に報告・申請が必要としています。このため、基本的には「構造的変化の申請」を先に（算定期間中などに）行っていただき、その後、報告期間に「組織境界の設定」を報告いただく形となります。
- 他方、「組織境界の設定」の報告時に初めて「構造的変化に係る3つの申請」が必要と気づいた場合など、両報告を同時期に行う必要がある場合も想定されます。
- この場合、システム挙動の関係から、以下のとおりご対応をお願いします。

【「組織境界の設定」と「構造的変化の申請」の入力を並行して開始している場合（双方が「企業編集集中となっている場合」）】

- ① 「組織境界の設定」で、修正後の組織境界を設定・報告
※その際、「企業コメント」欄に、追加/削除を行う理由を具体的に入力ください。
【例】・YY年MM月DD日に組織境界内のXX社に吸収合併のため。
・YY年MM月DD日に株式を取得し、新たに組織境界に追加するため。
- ② ①の事務局承認後、入力中の「構造的変化の申請」を一度取り下げ。その後再度、「適時報告」から「構造的変化の申請」を再作成し、「構造的変化に係る3つの申請」を入力・報告
※その際、「構造的変化の種類」で「その他」を選択ください。
- ③ ②の事務局承認後、「適時報告」から「組織境界の設定」を改めて作成・報告（※ ①②で報告・修正した組織境界となっていることをこちらで確認ください。）

★注意点②「構造的変化の申請等」に際し、事前に事務局へご連絡をいただきたいケース

- 以下に該当する場合、大変お手数ですが、事前に事務局へご連絡をいただきますようお願いいたします。
 - 「当初基準年度排出量」と、『基準年度排出量加算・控除申請』を踏まえた再計算後の基準年度排出量を比較した増減率が、 $\pm 50\%$ 以上となる場合
 - 2024年度参画企業が「構造的変化の申請」「基準年度排出量加算・控除申請」「排出目標変更申請」を行う場合
- 上記に該当する場合、システム上で排出目標量の修正に係る計算が自動で行われません。別途事務局よりエクセル様式を提供いたしますので、記入・提出をお願いいたします。

- はじめに

• 排出量実績報告の手引き

- 全体像
- Step1: 事務局承認事項に関する申請(該当する場合)
- Step2: 組織境界の確認・設定(必須)

• Step3: 排出量実績報告(必須)

- よくある質問
- 【参考】基準年度排出量加算・控除申請の記載方法

排出量実績報告 | 報告の流れ

- 「組織境界の設定」の承認後、排出量実績報告をお願いします。
- 排出量実績の報告には、①様式のアップロード + 画面からの直接入力と②画面からの直接入力のみの2つの方法があります。以下では、①を想定した手続きを概説します。
- 排出量実績報告書の具体的な記載方法については、「排出量実績報告書（様式5）記載マニュアル」をご参照ください。

プロセス

手続概要

備考

組織境界の 設定

- 排出量実績報告に先立ち、組織境界の設定を報告ください。

- 組織境界の設定の報告ステータスが【承認済】でない場合は排出量実績報告の入力ができません。

入力様式の ダウンロード

- システムの「排出量実績報告」画面の「雛形ダウンロード」より、必要な様式5のダウンロードを行います。

- 雛形DLでは、組織境界設定で報告した「階層2」企業が自動入力されていますので、こちらの利用を推奨いたします。
- GroupX企業がGroupG用の様式を使用したい場合、システムからのDLはできません。GXリーグWebサイトから取得してください。

様式の入力・ アップロード

- 様式5に必要情報を入力の上、システムからアップロードを行います。

- 排出量実績報告書の具体的な記載方法については、「排出量実績報告書（様式5）記載マニュアル」をご参照ください。

その他必要 事項の入力

- 以下の入力等について、システム画面からの直接入力を行います。
 - ダッシュボード連携項目 (全社必須)
 - 第三者検証報告書のアップロード (Group G必須)
 - 適格クレジット・非化石証書等の無効化等を行ったことを確認できる資料のアップロード (該当者は必須)

- 入力・アップロードに際しては、「階層1」タブ上部の「修正」ボタンをクリックしてください。
- 第三者検証報告書は、GXリーグ基準に準拠したもの以外は認められません。Group X企業で当該基準に基づく検証を受けていない場合は、第三者検証は「未取得」と入力ください。

登録・報告

- 報告内容に間違いがないことを確認できたら、【報告】ボタンをクリックしてください。

- 「登録」のみでは報告が完了していませんので、必ず「報告」ボタンのクリックまでをお願いします。

【参考】適格カーボン・クレジット、非化石証書等の無効化量を報告する際の留意点

- 無効化報告量と証憑（無効化通知書）の数量が一致する（又は無効化通知書の方が数量が大きく、報告値が内数に含まれる）ことを確認ください。
- 代理無効化の場合は、無効化通知書に加え、他者が代理無効化に同意していることがわかる押印書類を添付ください。
- 適格カーボン・クレジットの場合は算定対象期間中に無効化※されたもの、非化石証書の場合は原則として算定年度の7月から翌年度6月中に権利確定されたものが、当該算定年度における報告対象となります（算定期間が4月-翌3月の場合）。
※精算期間中に無効化された場合は、「無効化報告」から報告が必要となります（次頁参照）

証憑のポイント（J-クレジット無効化通知書の例）

口座保有事業者名 〇〇 (口座番号: JP-100-20000-00001-XXXX-00) XXXXXXXXXX
YYYY年MM月DD日

①原則として、組織境界内の企業名義の証憑を利用※ J-クレジット制度管理者

無効化通知書
J-クレジット制度実施要綱3.2に基づく無効化申請の結果として、下記のとおり、J-クレジット登録簿システムに処理したので、お知らせします。

記

トランザクション番号 JP-20000-00000-XXXX

口座種別 J-クレジット用 無効化口座

口座番号 JP-100-20000-00000-00400-00

処理日 YYYY年mm月dd日 ②無効化スケジュールの確認 (右記参照)

クレジット情報

項目	種別	クレジット認定番号 (プロジェクト名)	クレジット特定番号	数量 (t-CO ₂)	省エネルギー量 (kL:原油換算)	再生エネルギー量 (電力:MRh)	再生エネルギー量 (熱:GJ)
1	AAZ	BBBBBB: プロジェクト名	ZZ-0001	XX	XX	XX	XX
2	CCV	DDDDDD: プロジェクト名	ZZ-0002	XX	XX	XX	XX
合計				XX	XX	XX	XX

以上

※代理無効化の場合は、当該他者名義の無効化通知書とともに、他者が自らの代わりに無効化をしたことに同意したことを示す、無効化を行った者の代表者印又は社印が押印された書類（任意様式）を添付してください。

報告対象となる無効化スケジュール

■ 適格カーボン・クレジット

- 各年度において、無効化報告の機会は2回存在
 - ① 様式5「排出量実績報告」提出時：
⇒ 算定対象期間中に無効化されたクレジット対象
(2023年度の実績報告の場合、算定期間4-3月であれば、2023年4月-2024年3月中に無効化されたものが対象)
 - ② 精算期間無効化申請時：
⇒ 精算期間（原則として算定対象期間終了後9カ月）中に無効化されたクレジットが対象
(2023年度の実績報告の場合、算定期間4-3月であれば、2024年4月-2024年12月中に無効化されたものが対象)

■ 非化石証書

- 算定期間が4月から翌3月の場合、算定年度の7月～翌年度6月末の期間に権利確定されている（あるいは翌年度6月の口座凍結時に口座に保有する量）ものが対象

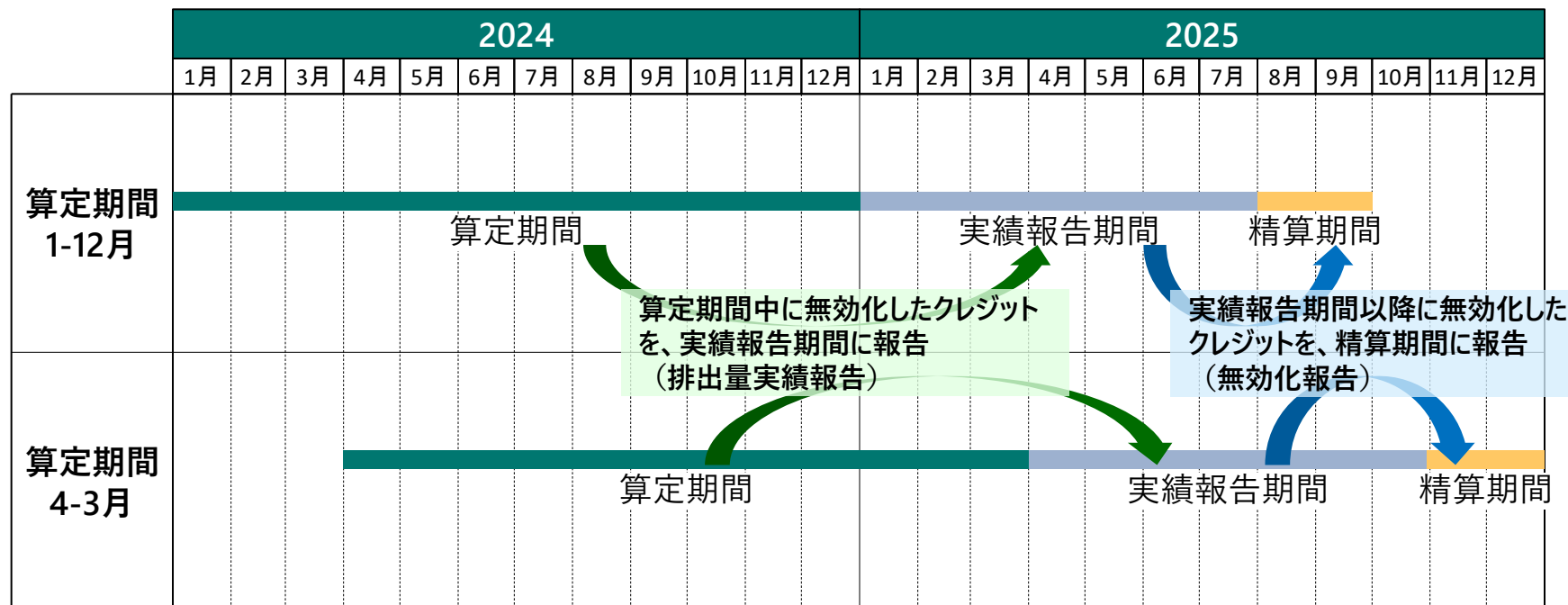
【例】2024年度の実績報告の場合、2024年7月-2025年6月末までに権利確定されたものが対象

無効化報告（精算期間に適格クレジット・超過削減枠の無効化量を報告したい企業のみ）

- 前頁のとおり、排出量実績報告（様式5）において無効化報告が可能な適格カーボン・クレジットは、算定対象期間中に無効化を行ったものに限られます。
- 算定対象期間の翌日以降に無効化を行った適格カーボンクレジットについては、精算期間において別途、「無効化報告」から報告をいただく必要があります。
- 精算期間は、「排出量実績報告の提出から、『算定対象期間終了後9ヶ月が経過する日』まで」となります※。

※2025年度実績報告後の「フェーズ精算期間」は、上記にかかわらず、最遅で2027年3月末までとなります。

- なお、超過削減枠の無効化を行う際には、一律で「無効化報告」から報告を頂く必要があります。



- はじめに
- 排出量実績報告の手引き
- よくある質問
- 【参考】基準年度排出量加算・控除申請の記載方法

よくあるご質問 | 事務局承認事項（様式14等）について

質問	回答
排出量算定に係る申請書（様式14）は、いつまでに提出が必要か。	様式14の承認書は原則として第三者検証の受審までには提出し、事務局の承認を得てください。排出量実績報告の締切前は申請が混み合うため、承認まで時間を要します。また、申請内容によっては事務局から事前に内容を確認させていただく等の手続きも発生しますので、余裕をもって早めにご提出ください。
様式14申請は毎年度行う必要があるか。	様式14の承認書は、第1フェーズ期間中(2023-2025年度)有効です。したがって、一度承認を受けた申請内容については、次年度に再度申請をいただく必要はありません。
ガイドラインに定める計量器以外を用いる場合の申請について、多数の計量器・モニタリングポイントをまとめて1つの申請とすることは可能か。	複数の計量器をまとめて1つの申請とすることも可能です。その場合、対象となる拠点、計量器数の概要について、ご説明ください。最大交差等が分かるカタログ別紙として添付いただきますが、複数ある場合は最も代表的なものを提出ください。
様式14の記載欄が足りないため、添付資料として追加の説明資料を提出することは可能か。	可能です。添付資料の形式も任意です。
申請内容の詳細説明には、具体的にどのような事項を記載すれば良いか。	記載するポイントは、様式記載マニュアルをご参照ください。なお、記載いただいた内容について、事務局にて詳細の確認や、追記等をお願いする場合がございます。
複数の様式14による申請事項がある場合は、都度Webフォームから申請し、個別に送付する必要があるか。	複数の申請を同時に行う場合は、Webフォームからの申請も1度のみで構いません。様式も、必要に応じてZip形式等でまとめて送付ください。
温室効果ガス排出量の回収を行っている場合、どこから申請をすればよいか。	GXL-IIMSの「適時報告」より申請をお願いします。なお、入力の手引きは用意しておりませんが、記載内容や添付資料等についてご不明点がある場合は、GXリーグ事務局までお問合せください。

よくあるご質問 | 組織境界の設定について

質問	回答
• GXリーグ参画時に既に存在したが組織境界に設定していなかったグループ企業について、フェーズの途中から組織境界に追加することは可能か。	参画時に既にグループ企業であった法人をフェーズの途中から組織境界内に含めることはできません。他方、参画時にグループ企業でない法人を買収した等、構造的変化に該当する場合は含めることが可能です。
• 「組織境界設定の考え方と異なる理由」にはどのようなことを記載すべきか	「企業基本情報」登録の際に選択した“組織境界設定の考え方”と異なる考え方に基づき組織境界に含める法人があればその理由をご記載ください。例えば、組織境界設定の考え方として「出資基準」を選択したものの、事業への支配力の観点から特定の法人を特例的に組織境界に含める場合、「当該法人の事業への支配力を有しているため」等の理由を記載ください。
• ある企業を組織境界から削除したい。どのように対応すればよいか。 • ある企業を組織境界から削除したいが、「削除」のチェックボックスが選択できない。	事務局承認済の組織境界からある企業（例: X社）を削除したい場合、新しい行にX社の法人番号等を入力の上、「排出量取込比率」に「0」と入力ください。また、比率適用開始日には、削除する事由（合併解散等）の発生日を入力ください。 修正前の情報（既存の行）に対しては、特段の修正入力はありません。 なお、「削除」のチェックボックスは、事務局承認前の階層2情報を変更（削除）したい場合にのみ、利用いただくものとなります。
• 組織境界内の法人を追加・削除する際、記載の順番にルールはあるか。	記載順に特段の指定はございません。
• 基準年度時点～算定対象期間前の期間中に新設・閉鎖した法人は比率適用開始日の日付はどのように設定すべきか。	算定対象期間の初日を記載ください。 【例】 基準年度時点では組織境界に含まれる企業Aが2020年4月に除外となった。 報告年度が2024年度の【組織境界設定報告】で企業Aをバウンダリから除外したい。 ※算定期間は4/1～翌年3/31 <対応方法> 「排出量取込比率(%)」を0%、「比率適用開始日」を2023/4/1として企業Aを登録
• 構造的変化の申請などを行った場合も、組織境界の設定報告は必要か	必要です。
• 一度事務局承認が行われた組織境界の設定は、修正可能か。	事務局承認後、階層2企業情報の修正は可能です。具体的には、システムの「適時報告」より「組織境界の設定」（報告済の年度）を選択ください。 なお、組織境界に含める法人そのものの修正（追加・削除）は、基準年度以降の法人の新設・閉鎖・合併・買収等の「構造的変化」が生じた場合にのみ可能です。

よくあるご質問 | 構造的変化の申請等について

質問	回答
構造的変化の申請はどのような場合に行う必要があるか。	吸収合併や事業の譲受け等による組織境界を跨ぐ排出源の自社への移転、または、株式売却・事業譲渡等による組織境界を跨ぐ排出源の他者への移転により、基準年度排出量に変更がある場合は構造的変化の申請が必要です（P.13のフローを参照ください）。
構造的変化の申請を行った場合も、組織境界の設定報告は別途必要か。	必要です。P.13のフローもご参照ください。
構造的変化の申請を行った場合、「基準年度排出量加算・控除申請」の提出は必須か。	必須です（基準年度排出量の変化を伴う合併・分割などの事象を「構造的変化」と定義しています。P.13のフローもご参照ください）。 基準年度加算・控除申請における様式6の記載方法については、P.31以降をご参照ください。
構造的変化の申請及び「基準年度排出量加算・控除申請」を行った場合、「削減目標変更申請」の提出は必須か。	構造的変化に伴う基準年度排出量の増減率や、目標の設定状況に応じ、必須/任意は異なります。多くのケースでは、「基準年度排出量の増減率は50%未満」「2025年度単年度目標のみ設定（2023年度・2024年度の単年度目標は設定なし）」に該当するかと存じます。この場合、削減目標変更申請の提出は任意（又は不要）となります。P.14のフローもご参照ください。
基準年度以降に新設または閉鎖した法人があり、組織境界を変更したい場合、構造的変化の申請が必要か。	構造的変化の申請は不要です。基準年度以降の法人の新設または閉鎖に伴う組織境界の変更は、「組織境界の設定」よりご報告をお願いいたします。
吸収合併・事業譲受・株式売却・事業譲渡などの事由には該当しないものの、組織境界設定の考え方の変更等に伴い、特定の法人を組織境界へ追加または組織境界から除外することは可能か。	左記事由による組織境界の変更は原則認めておりません。
「組織境界内に存在する法人同士の吸収合併」や「組織境界内に存在する法人を会社分割(分割後の法人を組織境界に含める場合)」など、基準年度排出量に変更が生じない事象が発生した場合は、構造的変化の申請が必要か。	不要です。基準年度排出量に変更がない場合、「組織境界の設定」より組織境界の修正行ってください。
「構造的変化の申請」を2社以上同時に申請することは可能か。	できません。【構造的変化の申請】は1件ずつ申請してください。 2件目の申請は、1件目の【基準年度排出量加算・控除申請】および【削減目標変更申請】が承認された後に申請してください。

よくあるご質問 | 排出量実績の算定・報告について

質問	回答
排出源とモニタリングポイントは1:1で対応させる必要があるか。	排出源とモニタリングポイントは必ずしも1:1で対応する必要はありません。複数の排出源の活動量を一つのポイントでモニタリングすることや、逆に一つの排出源の活動量を複数のポイントでモニタリングすることも可能です。
少量排出源の判断は、敷地境界における複数ガス種を合算した排出量を基に行うか。もしくはガス種毎の排出量を基に行うか。	少量排出源の判断はガス種毎に行ってください。
敷地の一部に組織境界外の法人の施設があるが、エネルギー使用量は敷地単位でしか把握できない。この場合、施設の専有面積等に基づいて、他法人のエネルギー使用量を切り出す必要があるか。	当該敷地において他法人がエネルギー権原を有しておらず、法人毎のエネルギー消費量が把握できない場合には、エネルギー管理を一体として行っているエネルギー管理権者の排出に含めて報告してください。
自己Tier及び要求Tier（GXリーグ算定・モニタリング・報告ガイドライン【表7】【表8】）に記載のない活動の精度確保状況はどのように判定すれば良いか。	要求TierをTier1として設定ください。
営業所が全国に多数あるため、階層3毎のデータを取得することが困難である。この場合、一部の営業所を算定対象外とすることは可能か。	営業所であっても、組織境界内の敷地の一部を算定対象外とすることはできません。他方、営業所といった、間接排出を中心として排出源の構成が似通っている多数の敷地において、個別に階層3毎のデータを報告することが難しい場合においては、一つの階層3データとしてまとめて報告することは可能です。
適格カーボン・クレジット、非化石証書の無効化に係る証憑のアップロード方法が分からない。	【排出量実績報告（国内）】画面＞【階層1】タブ画面で、【修正】ボタンをクリックし、「確認資料」にファイルをアップロードください。なお、ファイルはZIP形式としてください。
「ダッシュボード連携項目」の入力方法が分からない。	ダッシュボード連携項目は、システム画面から直接入力いただく必要があります。【排出量実績報告（国内）】画面＞【階層1】タブ画面で、【修正】ボタンをクリックの上、【排出量実績（階層1）入力】画面＞【ダッシュボード連携項目】を入力ください。
当社は2023年度実績報告が完了していないが、2024年度実績報告を行っても良いか。	2023年度参画企業の場合は、できません。先に2023年度実績報告を完了してください。
一度事務局承認が行われた排出量実績報告は、修正可能か。	報告期限内であれば、排出量実績の修正が可能です。なお、過年度の排出量実績を遡及して修正することは認められません。
「第三者検証の取得状況」について、サステナビリティレポート等で第三者検証を取得している場合は、「取得済」として報告してよいか。	サステナビリティレポート等のみで検証を受けられている場合は、「未取得」として報告ください。GX-ETS基準に準拠して第三者検証を受けている場合は、「取得済」とし、第三者検証報告書も併せて添付してください。

よくあるご質問 | 適格カーボンクレジット、非化石証書の利用等について

質問	回答
J-クレジットの無効化の証憑として、どのような書類の提出が必要か。	原則として、J-クレジット制度管理者が発行する自社名義の「J-クレジット無効化通知書」を提出ください。
非化石証書の無効化の証憑として、どのような書類の提出が必要か。	原則として、JPEXが発行する自社名義の「権利残高証明書（仲介分）」あるいは「非化石証書口座保有量証明書」を提出ください。仲介事業者から購入する等により、自社名義の残高証明書が無い場合は、非化石証書の売買証明書等、原則としてJPEXが発行する証憑を提出ください。
J-クレジットを仲介業者が代理無効化した場合、証憑としてどのような書類の提出が必要か。	無効化をした他者が自らの代わりに無効化をしたことに同意している場合には、当該他者名義の「J-クレジット無効化通知書」とともに、無効化を行った者の代表者印又は社印が押印された書類（任意形式）を添付して報告ください。
J-クレジットの無効化日はいつ時点のものが認められるか。	算定年度、および算定期間に応じて異なりますので、GXリーグ算定・モニタリング・報告ガイドラインをご確認ください。例えば、2023年度の実績報告において、算定期間が4-3月であれば、2023年4月-2024年3月の期間中に無効化された適格カーボン・クレジットのみが対象となります。なお、上記期間以降に無効化したものについて、精算期間無効化申請時に申請が可能なものは、対象期間をご確認ください。（参考：GX リーグ算定・モニタリング・報告ガイドライン P.61-62）
非化石証書の権利確定日はいつ時点のものが認められるか。	算定期間が4月-翌3月末の場合、算定年度の7月-翌6月末の間に権利確定されたものが対象となります。例えば、2024年度の実績報告においては、2024年7月-2025年6月末の期間中に権利確定された非化石証書が対象となります。
小売電気事業者が非化石証書を調達することで「グリーン電力」として供給し、当社は当該電力プランを契約している場合、非化石証書無効化の証憑は必要か。	小売電気事業者名義で非化石証書を購入・利用している場合、GX-ETSの算定上は当該電力使用におけるメニュー別の調整後排出係数を乗じることでその環境価値を反映ください。別途報告事項としての報告、および証憑の提出の不要です。
J-クレジット、非化石証書の活用量に制限はあるか。	J-クレジット・非化石証書については、一律の上限は設けていませんが、各社の直接排出量・間接排出量が限度となります（排出量をマイナスにすることはできません）。また、非化石証書については間接排出量のみを活用できます。なお、事務局が承認した「その他の適格カーボン・クレジット」（Jブルークレジット等）については、各報告年度の排出量（直接・間接）の5%が無効化の上限となります。
非化石証書の無効化量は、kWh単位での報告か。	SHK制度の報告ルールに基づいて非化石証書の量（kWh）を、以下の算定式をもとにtCO ₂ 換算した上で報告ください。「非化石証書の量×SHK 制度で公表される報告年度の全国平均係数×SHK 制度で公表される報告年度の補正率＝tCO ₂ 」

よくあるご質問 | 排出量実績の検証について

質問	回答
• 検証機関からの第三者保証取得はすべての企業で必須か。	第三者保証の取得に関して、GroupG企業は必須である一方、GropuX企業は任意となります。
• 限定的保証と合理的保証のどちらの保証水準で検証を取得すべきか。	Group G 企業が超過削減枠を創出しようとする場合は、排出量の実績について合理的保証水準の検証を受けていることが要件となります。それ以外の企業については、限定的保証水準の検証で問題ございません。
• 保証報告書は、当社のサステナビリティ報告書に対して取得したものを提出する形でも問題ないか。	サステナビリティ報告書に対して取得した保証報告書の提出は認めておりません。 GX-ETSにおいては、GXリーグ算定・モニタリング・報告ガイドラインに基づき作成する排出量実績報告に対して、GXリーグ第三者検証ガイドラインに準拠した第三者保証を取得いただく必要があります。
• 検証機関は、GXリーグWebサイトに掲載された「GXリーグ登録検証機関」である必要があるか。	限定的保証の検証に関しては、特段検証機関の指定はなく、「GXリーグ登録検証機関」により実施される必要はございません。 他方、合理的保証の検証は、「登録検証機関」により実施される必要があります。
• 検証機関を紹介してもらうことは可能か。	事務局では、特定の検証機関の紹介を行っておりません。なお、GXリーグ登録検証機関は以下WEBサイトをご参照ください。 https://gx-league.go.jp/rules/verification/registered-verification-body/
• 算定・モニタリング・報告に関連するコンサルティング業務を委託している検証機関に検証業務を委託することは可能か。	算定・モニタリング・報告に関するコンサルティング業務を委託している検証機関の場合、独立性に対する阻害要因を生じさせる可能性があるため、検証業務の委託を行ってはいけません。

よくあるご質問 | システム（GXL-IIIMS）へのアクセスについて

質問	回答
• ログインURLが分からない。	以下よりアクセスしてください。 https://ets-information.gx-league.go.jp/
• ログインPWを忘れてしまった。	ログイン画面の「パスワードを忘れた場合」から再設定の手続きをお願いします。
• アカウントIDを忘れてしまった。	アカウントIDは各社共通のため、社内に他ユーザーがいる場合、そちらにご確認ください。 なお、アカウントIDは以下いずれかの件名のメールにてご担当者宛てに通知しておりますので、必要に応じ、メールボックスもご確認ください。 【重要】【GXL】GXリーグ排出量取引管理システム稼働開始のお知らせ（URL/ID通知） 【GXリーグ 統合情報管理システム】参画申込の承認
• 登録していた担当者が異動してしまい、ログイン情報が分からない。	異動されたご担当者、又は社内に他ユーザーがいる場合、まずはそちらにご確認ください。 どうしてもログイン情報が分からない場合、事務局によるユーザー作成作業が必要となりますので、お問合せください（少なくとも数営業日、お時間をいただきます）。 ご担当者の異動・退職等があった場合にもシステムへのアクセスが行えるよう、複数担当者の設定を行っていただきますようお願いいたします。

よくあるご質問 | その他（制度全般など）

質問	回答
• 排出量実績報告の提出が間に合わない場合はどうすれば良いか。	GXリーグ参画企業は、算定期間終了後7か月以内に排出量実績報告を行う必要があります。やむを得ない事情等により、実績報告が間に合わないことが見込まれる場合、事務局までお問合せください。
• 排出量実績報告を行わない場合、何らかのペナルティが課されるか。	GXリーグで実施する各種（ルール創造WG・ビジネス機会創発・GXスタジオ/サロンイベント）への参加が不可となります。 また、GXリーグロゴマークもご使用いただけません。
• Group G/Xの区分は、各年の排出量実績報告の数値によって変わるか。	Group G/Xの区分は、GXリーグ参画時に提出いただいた排出量実績により判定され、フェーズ期間を通じて変わることはありません。
• 排出量の算定対象期間を4/1-翌3/31以外に設定することは可能か	GXリーグ事務局へ申請いただくことで、可能となります。 なお、基準年度排出量の算定・報告期間と、排出量実績の算定・報告期間は必ず一致している必要があります。
• 当社は2024年度にGXリーグに参画したが、2023年度実績報告は必要か	2024年度にGXリーグに参画した企業は、2023年度実績報告は必要ありません。 2024年度・2025年度実績報告のみ対応をお願いします。
• 2026年度から義務化される排出量取引制度も、GX-ETS Phase1と同様のルールとなるか。	2026年度以降の排出量取引制度（GX-ETS 第2フェーズ）につきましては、GXリーグの枠組みとは別途、法律に基づく制度として運用されることとなります。 その制度設計（排出量の算定・検証方法や削減義務水準、カーボンクレジットの利用ルールなど）につきましては、政府の審議会などを通じて議論・検討・確定してまいりますので、GXリーグ事務局としてお答えできる立場にございません（ご照会をいただいても、お答えをいたしかねます）。 ご理解のほどお願いいたします。

- はじめに
- 排出量実績報告の手引き
- よくある質問
- **【参考】基準年度排出量加算・控除申請の記載方法**

様式6の記載マニュアル | 基準年度排出量等加算・控除申請書 - (シート1)

様式6 (Sheet1)

基準年度排出量等加算・控除申請書ー単年

2023年6月14日

GXリーグ事務局 殿

■参画企業	企業名:	株式会社GXL電機HD
	法人番号:	1111111111111
	責任者	サステナ太郎
	部署名	経営企画部
	役職名	課長
■算定・報告担当	連絡先 (メールアドレス)	gxl-elec-hd@gxl.co.jp
	連絡先 (電話)	090-1111-2222

■申請にあたっての誓約

基準年度の加算・控除申請にあたって、以下の通り誓約いたします。

- ・基準年度等における排出量の加算・控除においては、その排出量について当社で収集したエビデンスに基づき、その排出量の正確性を確認していること
- ・基準年度排出量を過大に算定することを目的に、算定された数値の前提となる排出係数や計算ロジックを恣意的に操作していないこと
- ・本様式を提出した後、GXリーグ事務局からの照会があった場合には算定された数値の考え方についての説明に応じ、必要に応じてエビデンス等の提示を行うこと
- ・基準年度排出量等が確定された後に、数値に重大な誤りが見つかった場合は、対応方法についてGXリーグ事務局と協議すること
- ・重大な誤りが見つかった場合等において、GXリーグ参画企業が、個別の説明・協議に応じない場合は、GXリーグ事務局による超過削減枠の創出取消しや公表を行う可能性があることを了承すること

1. 申請対象となる排出量

基準年度排出量

2. 基準年度に関する情報

(1) 基準年度 2013 年度

3. 基準年度排出量に関する情報

(1) 国内直接排出量	11,669	tCO2e
(2) 国内間接排出量	3,718	tCO2e

・シート1が未入力の場合、別シートの選択式入力箇所が動作しません。先にシート1を入力ください。

・法人番号は「法人番号指定通知書」にて国税庁より各法人へ通知されている13桁の番号をご記入ください。

・基準年度の算定・報告に関して責任を有する担当者をご記入ください。

・基準年度排出量が選択されていることをご確認ください

・基準年度を選択ください。基準年度そのものの変更はできません。当初基準年度と同様の年度を記載ください。

・各シートで入力した合計値が表示されます。ただし、当初基準年度排出量で既に組織境界に含めている階層2法人の取込比率のみを変更する場合（除外に伴いゼロとする場合も含む）、こちらには反映されず別途システム上で処理されます。（各社で把握されている加算・控除の総量と異なる数字が表示される可能性がありますが、問題ありません。）

様式6の記載マニュアル | 基準年度排出量等加算・控除申請書 - (シート2)

(Sheet2) 法人単位での排出量等

代表参画企業 法人名	株式会社GXL電機HD
代表参画企業 法人番号	111111111111

企業ID	組織階層2			直接排出量 (tCO2e)		間接排出量 (tCO2e)	
	法人番号	法人名	組織境界取込比率	2013	組織境界取込比率適用後	2013	組織境界取込比率適用後
K00001	111111111111	株式会社GXL電機HD	100%	0	0	0	0
K00002	222222222222	株式会社GXLリアルティ	100%	649	649	140	140
K00003				0	0	0	0
K00004				0	0	0	0
K00005				0	0	0	0
K00006				0	0	0	0
K00007				0	0	0	0
K00008				0	0	0	0
K00009				0	0	0	0
K00010				0	0	0	0

1. 当初基準年度排出量報告時に含まれていた階層2法人で、組織境界取込比率のみが変わる場合

- 構造的変化に該当する法人の法人番号・法人名を記載ください。
- 組織境界取込比率は、構造的変化を反映後の取込比率を記載ください。
例) 子会社Aが50%→70%となる場合、70%を入力。

2. 上記以外の構造的変化の場合

- 構造的変化に該当する法人の法人番号・法人名を記載ください。
- 構造的変化に伴い法人が加わる場合は、当該法人の組織境界取込比率を設定のうえ、記入ください。
- 当初基準年度排出量報告時に含まれていた法人の除外や、階層3,4の加算・控除の記載例は次ページをご参照ください。

- 登録済みの基準年度排出量をもとに自動計算されるので、0のまま提出ください。
※シート4, 5で数字の入力は不要です。

- シート4, 5で入力した法人ごとの排出量が直接・間接排出量ごとに自動集計されます。
※組織境界取込比率適用後数値については、小数点以下切り捨てで自動計算されます。

様式6の記載マニュアル | (参考) シート2 入力イメージ

- シート2の法人番号・法人名・組織境界取込比率・排出量情報の入力方法は以下の通りです。

構造的変化の単位		Aパターン			
		法人番号	法人名	組織境界取込比率	排出量情報
階層2	取込比率の変更のみ (比率の増加)	11111111111111	G株式会社	80% (50%→80%の場合)	0 (不要)
	法人の追加	22222222222222	X株式会社	100%	1,000 (シート4に記入)
階層3・ 階層4	工場・事業所／排出 源の追加	33333333333333	L株式会社	100%	500 (シート4,5に記入)

構造的変化の単位		Bパターン			
		法人番号	法人名	組織境界取込比率	排出量情報
階層2	取込比率の変更のみ (比率の減少)	11111111111111	G株式会社	20% (50%→20%の場合)	0 (不要)
	法人の除外	22222222222222	X株式会社	0% (除外を0%と入力)	0 (不要)
階層3・ 階層4	工場・事業所／排出 源の除外	33333333333333	L株式会社	100%	500 (シート4,5に記入)

赤字：提出済の組織境界設定及び当初基準年度排出量に対して、追加または変更となる情報

様式6の記載マニュアル | 基準年度排出量等加算・控除申請書 - (シート3)

(Sheet 3) 法人・工場・事業場の買収・売却履歴（加算・控除を行うもの）

代表参画企業 法人名	株式会社GXL電機HD
代表参画企業 法人番号	111111111111

■主体・客体

※主体となる法人は例えば株式を取得した法人や事業の譲受を受けた法人を指す

※客体は主体が取得した株式を発行している企業や事業譲渡の対象や移転された排出源を指す

■構造的变化のパターン：

※Aパターン・・・自社の排出量へ組み込まれる場合で、排出源が自社へ移転する場合

※Bパターン・・・自社の排出量から除かれる場合で、排出源が他社へ移転する場合

(参照) GXリーク基準年度排出量等算定・報告ガイドライン9頁参照

No.	主体となる法人	客体	構造変化の パターン	構造変化の種類		対象階層	効力発生日 (yyyy/mm/dd)
					(その他の場合記入)		
1	株式会社GXLリアルティ	株式会社XG不動産オフィスビルD	Aパターン	事業の譲受け		階層3	2025/06/12
2	株式会社GXLリアルティ	株式会社XG開発 北海道工場	Aパターン	事業の譲受け		階層4	2025/06/12
3							

・ 構造的变化の情報について、様式6 シート3にも記載ください。

様式6の記載マニュアル | 基準年度排出量等加算・控除申請書 - (シート4 - 1/4)

- 当該列に加算対象となる活動量を記載ください。
- 法人を組織境界から除外する場合や法人の組織境界取込比率のみを変更する場合、未入力としてください。

- 予め組織境界に含まれた階層2法人に対する階層3レベルの加算・控除の場合、工場・事業所名を記入し、Aパターンの場合は加算、Bパターンの場合は控除を入力の上、活動量を入力ください。

(Sheet4-1) 階層2別排出量(組織境界取込比率反映前数量)2013年度分

参画企業 法人名	株式会社GXL電機HD
参画企業 法人番号	11111111111111
階層2 法人名	株式会社GXLリアルティ
階層2 法人番号	44444444444444
企業ID	K00004

集計	株式会社GXLリアルティ	加算	控除	合計
直接	0	67	0	67
間接	0	313	0	313
6.5ガス	0	0	0	0

- シート毎の排出量集計値をご確認ください。

- 複数のシートがあるため、入力時に対象の階層2法人名をご確認ください。

階層2法人の加算・控除		加算・控除	
株式会社GXLリアルティ		客体の名称:	オフィスビルD (東京)
加算/控除:		加算/控除:	加算
エビデンス (別添資料名)		エビデンス (別添資料名)	共用部における電気・ガス使用量明細を集計した社内資料

	エネルギーの種類	単位	2013年度		加算・控除	
			株式会社GXLリアルティ		オフィスビルD (東京)	
			活動量	CO2量 (tCO2e)	活動量	CO2量 (tCO2e)
直接排出	原油 (コンデンセートを除く。)	kl		0		0
	原油のうちコンデンセート (NGL)	kl		0		0
	揮発油	kl		0		0
	ナフサ	kl		0		0
	灯油	kl		0		0
	軽油	kl		0		0
	A重油	kl		0		0
	B・C重油	kl		0		0
	石油アスファルト	t		0		0
	石油コークス	t		0		0
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t	0		0
		石油系炭化水素ガス	千m3	0		0
	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t	0		0
		その他可燃性天然ガス	千m3	0		0
	石炭	原料炭	t	0		0
		一般炭	t	0		0
		無煙炭	t	0		0
	石炭コークス	t		0		0
	コールタール	t		0		0
	コークス炉ガス	千m3		0		0
	高炉ガス	千m3		0		0
	転炉ガス	千m3		0		0
	その他の燃料	都市ガス	千m3		30	67
		推計値	GJ	0		0
		ジェット燃料油	kl	0		0
		ガソリン	kl	0		0

- < 直接排出量 >
- 赤色セル部分に燃料種別の活動量を入力ください。
 - 青色セル部分でCO2換算の排出量が自動計算されます。SHK制度に基づく単位発熱量・排出係数のデフォルト値が適用されます。
- ※小数点以下切り捨ての整数値で自動計算されます。

様式6の記載マニュアル | 基準年度排出量等加算・控除申請書 - (シート4 - 2/4)

	エネルギーの種類	単位	2013年度	
			株式会社GXL電機HD	
			活動量	CO2量 (tCO2e)

⋮

直接排出	その他直接排出／燃料 (自由記入) 例：上記に含まれない燃料や、上記SHKなどで活用 する係数以外のものでも報告する場合は、記入してく ださい。				0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
	直接排出合計				0

単位発熱量		排出係数	
係数	単位	係数	単位

⋮

	GJ/		tCO2/GJ
	GJ/		tCO2/GJ
	GJ/		tCO2/GJ
	GJ/		tCO2/GJ
	GJ/		tCO2/GJ
	GJ/		tCO2/GJ
	GJ/		tCO2/GJ
	GJ/		tCO2/GJ
	GJ/		tCO2/GJ
	GJ/		tCO2/GJ
	GJ/		tCO2/GJ
	GJ/		tCO2/GJ
	GJ/		tCO2/GJ
	GJ/		tCO2/GJ
	GJ/		tCO2/GJ

< 直接排出量 - デフォルト値以外使用の場合 >

- 直接排出のうち、SHK制度で適用する単位発熱量・係数以外を使用する場合は、こちらの記入欄に燃料種、単位、活動量を入力ください。
 - その際、「エネルギーの種類」欄にはデフォルト値以外の単位発熱量・排出係数を使用することの概要を併せて記載ください。
(例) 一般炭原産地の物性を考慮した購入元提供の係数を適用
- CO2量については、小数点以下切り捨ての整数値で自動計算されます。

- 単位発熱量、排出係数のそれぞれにおいて、適用する数値を入力ください。
- 単位発熱量は単位を選択、排出係数は単位をtCO2/GJもしくはtC/GJから選択ください。tC/GJを選択の場合、44/12の炭素換算が適用されます。

様式6の記載マニュアル | 基準年度排出量等加算・控除申請書 - (シート4 - 3/4)

		エネルギーの種類	単位	2013年度		加算・控除		単位発熱量		排出係数		
				株式会社GXL電機HD		オフィスビルD（東京）						
				活動量	CO2量 (tCO2e)	活動量	CO2量 (tCO2e)					
間接排出	熱	産業用蒸気	GJ		0		0					
		産業用以外の蒸気	GJ		0		0					
		温水	GJ		0		0					
		冷水	GJ		0		0					
	小計					0						
	電気	〇〇電力（株）	千KWh		0		600	313				
		△△電力（株）	千KWh		0			0				
		□□エナジー（株）	千KWh		0			0				
			千KWh		0			0				
			千KWh		0			0				
			千KWh		0			0				
			千KWh		0			0				
			千KWh		0			0				
			千KWh		0			0				
			千KWh		0			0				
		千KWh		0			0					
小計					0		313					
間接排出合計					313							
二酸化炭素換算排出量 (tCO2e)					0		380					

1	GJ/GJ	0.060	tCO2/GJ
1	GJ/GJ	0.057	tCO2/GJ
1	GJ/GJ	0.057	tCO2/GJ
1	GJ/GJ	0.057	tCO2/GJ

<①間接排出量>

- ・熱・電気の利用について、活動量を入力ください。
- ・電気は契約先の電力会社、電力メニューを選択ください。
 - ・電力メニューは一部SHK制度でメニュー別係数の設定がないことから選択できない年度があります。
 - ・CO2量については小数点以下切り捨ての整数値で自動計算されます。

＜②間接排出量 - デフォルト排出係数以外を使用の場合＞

- 赤色セル部分に電力会社、電力メニューを記載の上、活動量（千kWh）を入力ください。

※国が公表する① 電気事業者ごとの排出係数以外で、② ①に相当する実測などに基づく適切な排出係数や、③ ①及び②の係数に代替するものとして環境大臣・経済産業省大臣が公表する係数（代替値）のみ入力が可能です。

<①間接排出量>

- 電力については、選択した電力会社・メニューに応じてSHKにおける年度別の調整後排出係数が適用されます。（青色セル）

＜②間接排出量 - デフォルト排出係数以外＞

- 適用する排出係数 (tCO₂/kWh) を入力ください。(赤色セル)

様式6の記載マニュアル | 基準年度排出量等加算・控除申請書 - (シート4 - 4/4)

				活動量	CO2量 (tCO2e)		
直接排出 (参考)	その他ガス	CO2 (非エネ)		tCO2e			
		CH4		tCO2e			
		N2O		tCO2e			
		HFCs		tCO2e			
		PFCs		tCO2e			
		SF6		tCO2e			
		NF3		tCO2e			
		合計					
活動量ベースに記載の場合							
				活動量	CO2量 (tCO2e)		
直接排出 (参考)	その他の活動	その他ガス	二酸化炭素	非エネルギー起源	tCO2	0	
			メタン		tCH4	0	
			一酸化二窒素		tN2O	0	
			ハイドロフルオロカーボン	トリフルオロメタン		tHFC-23	0
				ジフルオロメタン		tHFC-32	0
				フルオロメタン		tHFC-41	0
				1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン		tHFC-125	0
				1・1・2・2-テトラフルオロエタン		tHFC-134	0
				1・1・1・2-テトラフルオロエタン		tHFC-134a	0
				1・1・2-トリフルオロエタン		tHFC-143	0
				1・1・1-トリフルオロエタン		tHFC-143a	0
				1・2-ジフルオロエタン		tHFC-152	0
				1・1-ジフルオロエタン		tHFC-152a	0
				フルオロエタン		tHFC-161	0
				1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン		tHFC-227ea	0
				1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン		tHFC-236fa	0
				1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン		tHFC-236ea	0
				1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン		tHFC-236cb	0
				1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン		tHFC-245ca	0
				1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン		tHFC-245fa	0
				1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン		tHFC-365mfc	0
				1・1・1・2・3・4・4・5・5・5-デカフルオロペンタン		tHFC-43-10mee	0
			パーフルオロカーボン	パーフルオロメタン		tPFC-14	0
				パーフルオロエタン		tPFC-116	0
				パーフルオロプロパン		tPFC-218	0
				パーフルオロシクロプロパン		tPFCycloPropane	0
				パーフルオロブタン		tPFC-31-10	0
				パーフルオロシクロブタン		tPFC-c318	0
				パーフルオロペンタン		tPFC-41-12	0
				パーフルオロヘキサン		tPFC-51-14	0
				パーフルオロデカリン		tPFC-91-18	0
			六ふっ化硫黄		tSF6	0	
			三ふっ化窒素		tNF3	0	
		合計					

<その他ガス>

- CO2換算数値を使用する場合、こちらに入力ください。

<その他ガス - 活動種別でその他ガス種別に報告をする場合>

- CO2換算前の各ガス種単位での排出量を活動量として入力ください。
- 温対法・SHK制度の定める地球温暖化係数にてCO2換算がなされます。
 - 地球温暖化係数は2023年度版を適用するものとしていますが、その他年度のものを活用する場合はAS-AT列に係数を入力ください(赤色セル)
- ※ CO2量については小数点以下切り捨ての整数値で自動計算されます。

AQ	AR	AS	AT
地球温暖化係数 排出係数 (2023年度版)		地球温暖化係数排出係数 (その他年度のものを活用の場合記入)	
1	tCO2/tCO2		tCO2/tCO2
28	tCO2/tCH4		tCO2/tCH4
265	tCO2/tN2O		tCO2/tN2O
12,400	tCO2/tHFC-23		tCO2/tHFC-23
677	tCO2/tHFC-32		tCO2/tHFC-32
116	tCO2/tHFC-41		tCO2/tHFC-41
3,170	tCO2/tHFC-125		tCO2/tHFC-125